令和4年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

- 1. 開催日時 令和4年7月22日(金) 13時30分開会
- 2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
- 3. 出席委員 14名

職名	議席 番号	氏 名	職名	議席 番号	氏 名
会 長	4番	脇田 峰生	委 員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委 員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日髙 仙三	委 員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委 員	11番	岩本 延男
委 員	3番	中村 逸夫	委 員	12番	中村 正幸
委 員	6番	鮫島 繁樹	委 員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委 員	14番	坂本 江里子

- 4. 欠席委員 0名
- 5.議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告第7号 合意解約等について
 - 第 3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可について
 - 第 4 議案第31号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第 5 議案第32号 非農地証明について
 - 第 6 議案第33号 あっせんについて
 - 第 7 議案第34号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

〇事務局

皆さんこんにちは。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから、令和4年7月西之表市 農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり、会長に御挨拶いただき、そ のあと、議事進行をお願いしたいと思います。

〇会長

皆さんこんにちは。

令和4年7月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様 には御出席をいただきましてありがとうございます。

さて、今年は一番短い梅雨ということで、梅雨明けになり、米刈りの農家は非常 に忙しくしていることと思います。

我々委員、推進委員の任期もいよいよ、あと1年となりました。

今、皆さん利用状況調査で一生懸命頑張っていただいていることと思いますけれども、非常に日差しが強く、湿気がものすごくありますので、熱中症とならないように、水分補給も十分していただきまして、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

また、新型コロナが、今、20数名出ておりますので、今後とも、手洗い、うがい、マスク着用をして頑張っていただきたいと思います。

それと、来週29日に農業者年金受給者会の総会と研修会がありますので、皆さん出席方よろしくお願いいたします。

〇議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

なお、携帯電話はマナーモードに設定するか、電源を切っていただきますようお 願いします。

また、退席する場合は、議長の許可を求めて、許可があってから退席するようよろしくお願いいたします。

それでは議事進行がスムーズにいきますよう皆さんの御協力をよろしくお願いい たします。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

13番、日笠山昭代委員、14番、坂本委員を指名いたします。

〇議長

続きまして、日程第2、報告第7号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

〇事務局

はい、説明いたします。日程第2、報告第7号「合意解約等について」を説明いたします。資料1ページです。

今月の合意解約は、1番から4番の4件で、台帳、現況地目、田1筆、1,73 4平米、台帳、現況地目、畑8筆、12,042平米の合意解約がありました。 以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」 を議題といたします。説明をお願いいたします。

〇事務局

日程第3、議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いた します。資料は2ページです。

今月は所有権移転が2件、賃借権設定が1件の合計3件の申請がありました。

1番です。上西校区の横山地区です。現況地目、畑の3筆、合計面積1,920 平米を、売買により所有権移転するものです。

2番です。榕城校区の小牧地区です。現況地目、畑の3筆で合計面積1,442 平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。榕城校区の桃園地区です。現況地目畑の1筆で、面積1,271平米 を賃借により5年間借り受けるものです。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続きまして担 当委員の報告をお願いします。

整理番号1番が私の担当ですので、報告をいたします。

〇4番委員

7月18日、13時30分、譲渡人、譲受人、担当推進委員立会いのもと、現場 を確認いたしました。

この件は皆さん資料を見ていただければ分かるように面積に対して、対価が非常に安いです。譲渡人が高齢で県外の身内のほうに行くということで、家、宅地、全て合わせて、まとめて買ってくれる人にということで、この対価となっているということでございます。

また、譲受人は、機械、耕耘機があるということで、あと大きな仕事をするときは、管理センターにお願いをすると、労働力は、奥さんと2人ということで、これも忙しい時は、雇用をしてやるということでした。

以上で報告を終わります。

〇議長

続きまして、番号2番3番です。5番委員お願いします。

〇5番委員

5番です。整理番号2について説明します。

7月20日の8時に、担当推進委員と私と譲渡人、譲受人で、現地調査を行いました。

譲渡人は、お父さんからの相続で土地持ちの非農家となっているとのことです。 譲受人は古田在住で、郵便局に務めていて定年後に農家、米、果樹とかを作ってい る方だそうです。

現地は、小牧の教職員住宅の隣に位置するところで、現況1筆ですが台帳上は3 筆になっております。5年ほど耕作されておらず、雑草とニガタケが、走ってきて おります。

譲受人はここにびわとかスイートスプリングとか野菜とかを作りたいということでした。

農地法の許可要件では全部問題なしでした。皆さんの審議をお願いしたいと思います。

続いて3番になります。3番は7月18日の8時に、自分と担当推進委員と借人の方で現地調査を行いました。

現地は、赤坂峯の大迫産業から南に入ったところに、借り人の牛舎がありまして、牛舎のすぐ隣の畑で、サトウキビの跡を耕耘している状態でした。

この借り人は美浜の住宅に住んでいるそうですが、通ってここに牛小屋に来るということで、隣の土地で便利も良いということで、牧草を作りたいということでした。貸し人は、中西在住で高齢ですが頑張っておられる方ですが、距離がちょっと離れているということで、貸すことにしたということです。

何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

〇議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いいたします。

〇12番委員

12番です。2番の対価ですが、この数字は間違いないですか?

〇5番委員

譲渡人が、この金額でなければ売らない、ということになったとのことです。

〇事務局

事務局でも、金額的な面が気になりまして、双方に、確認したのですが、お互いの話合いで決まったということでした。

〇議長

よろしいでしょうか。

〇3番委員

3番です。2番は小牧というところみたいですけれども、周りが住宅とかそういうのがやっぱり転々とあるところなのでしょうか?

〇5番委員

さっきも言いましたが、教職員の住宅がすぐ隣にあって、幼稚園から登り上がったところで周りは住宅が多いです。双方が納得しての売買だということです。また、耕作目的だということです。

〇議長

ほかに。

(挙手なし)

〇議長

無いようですので、議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」の 採決といたします。今の報告、説明を聞いて、許可することに賛成の委員は挙手を お願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

〇議長

続きまして日程第4、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」 を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

〇事務局

日程第4、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いた します。資料は3ページになります。

1番です。申請地は、伊関校区の沖ヶ浜田地区です。現況地目畑が1筆で、面積 4,621平米です。

申請の理由につきましては、風力発電設備及びその管理用ヤードを建設したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象 となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に 該当すると判断されます。

周辺は、西側に道路、その他は山林となっており、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書により確認がとれております。

2番です。申請地は、古田校区は村之町地区です。現況地目畑が1筆で、面積 1,788平米です。

申請理由は、公民館周辺の隣接地に駐車スペースがないことから、申請地に駐車場を整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象 となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に 該当すると判断されます。

周辺は、宅地、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから、転用による周囲の被害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書により確認がとれています。以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましては、11日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

〇7番委員

7番です。議案31号、整理番号1番について、報告をいたします。

7月11日、8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名及び申請案内人立会いのもと、現地調査を実施しました。

この議案は先般5月に農業振興地域計画変更(除外)で意見の聴取があった風力 発電設備の設置の案件に伴うものでございます。

現地は説明がありましたように、榕城校区の牧之峯地区から伊関校区の沖ヶ浜田

地区との間の山間部に位置するところにあります。

申請地は、山林を開いて畑にしており、牧草の収穫後でありました。

申請地の周辺には農地はなく、雑木林等が繁茂しており、周辺の影響はないと判断をいたしましたので、許可相当と意見の一致を見ました。

以上、報告をいたします。

次に、整理番号2番につきまして、報告をいたします。

同日、11日、8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名及び申請案内人立会いのもと現地調査を行いました。

現地は古田校区中央公民館等の施設に隣接している農地でございます。

以前より公民館等の活動を行う際に参加者の路上駐車が頻繁にあり、周辺の皆さんに大変迷惑をかけていたということでございました。今回、貸し人との理解が得られたため、駐車場として活用したいとのことでした。

申請地は道路を挟んでおり、周辺への影響はないと判断いたしましたので、許可相当と意見の一致を見ました。以上報告をいたします。 以上です。

〇議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。 この件につきまして担当委員のほうから補足説明がありましたら、お願いいたしま す。まず、整理番号1番について8番委員、お願いします。

〇8番委員

8番です。今報告があったとおりでございます。

〇議長

ありがとうました。整理番号2について11番委員、お願いします。

O11番委員

はい。11番です。ただいま調査委員長の説明のとおりであります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員から補足説明等ありましたけれど も、この件につきまして、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

〇5番委員

5番ですが、この番号2について、これは、古田校区がするのか。区長がするのか、どっちですか。

〇推進委員

私は、古田校区の区長代理をしております。ここは神社の参道の横にあります畑です。去年まで私が、借地しておりました。

願成就や中央公民館の会議において、駐車場がなく、隣接の人家に迷惑をかけるので、申請地に駐車場を設けさせてくれないかということで、古田校区と地主と相談をいたしました。

そういうことなら校区に、使っていいですよということで、相談がまとまったので申請をしました。今回、校区で借りるということです。ゆくゆくは、譲ってくれるということで、先々の話までしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

ということです。ほかに何かありますか。

(挙手なし)

無いようですので、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」 の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

〇議長

続きまして日程第5、議案第32号「非農地証明について」を議題といたしま す。事務局説明をお願いいたします。

〇事務局

はい、説明をいたします。

日程第5、議案第32号「非農地証明について」を説明いたします。資料は4ページになります。

1番です。上西校区の横山地区です。台帳地目は田ですが、平成23年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番です。2番と3番は、同じ地区になります。まず2番です。現和校区の武部地区です。台帳地目、畑ですが、昭和29年頃から耕作されておらず、現在は宅地となっております。交付基準2に基づいた申請です。

続いて3番です。現和校区の武部地区です。台帳地目は畑ですが、昭和40年頃から耕作はされておらず、現在は宅地となっております。交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、合同現地調査が行われておりますので調査委員長報告をお願いいたします。

〇7番委員

7番です。議案32号、整理番号1番について、報告をいたします。

7月11日、8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名、及び申請案内人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は、横山集落の北側にありまして、写真を見てもらえば分かるように、農道 と山林に囲まれたところにありました。

竹が生い茂り、農地への復旧は無理という判断をいたしました。

許可相当と意見の一致を見ました。以上報告をいたします。

続きまして、整理番号2番並びに3番について、現地が2番と3番が隣接しておりますので、まとめて報告をいたします。

同じく7月11日、8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名及び申請案

内人の立会いのもとで、現地調査を行いました。現地は武部集落の集落内にありまして、周辺は、宅地等に囲まれた状況でありました。

現在、申請地は、倉庫、住宅用通路として活用しており、現行のまま活用することが望ましいということで判断をし、許可相当と意見の一致を見ました。

以上報告をいたします。

〇議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明があったらお願いします。

整理番号1が私の担当ということで報告します。

〇4番委員

今、調査委員長が説明をしてくれた通りですけれども、写真を見てのとおりで、 何年か前から木も生えておりまして、とても農地の復旧は難しいということで、調 査委員長の報告のとおりです。

〇議長

続きまして整理番号2、3を12番委員お願いいたします。

〇12番委員

12番です。番号2、3について、ただいま調査委員長が説明したとおりです。 許可相当と考えます。

以上です。

〇議長

ありがとうございました。調査委員長また担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

〇議長

無いようですので、議案第32号「非農地証明について」の採決を行います。原 案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

〇議長

続きまして、日程第6、議案第33号「あっせんについて」を議題といたしま す。事務局説明をお願いします。

〇事務局

日程第6号、議案第33号「あっせんについて」を説明します。資料は5ページになります。

1番、「貸したい」の申出です。

場所は、現和校区の浅川地区です。令和5年4月から貸したいとのことです。 賃料は、10アール当たり12, 000円が希望とのことです。

あっせん委員につきましては、6番鮫島繁樹委員と12番中村正幸委員にお願い

したいと思います。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。この件につきまして何か質問があったら挙手でお願いします。

〇6番委員

6番です。この1番目から3番目がサトウキビを今年植付けと書いてありますが、サトウキビ込みですか。

〇事務局

はい。今年植えた分は、次年度から引き継いでもらっても構わないという本人の 意向でした。また、残りの畑につきましても、サトウキビを植えた状態になってい るそうですので、それを活用するのも構わないですし、別の作物を作付しても構わ ないという申出でした。

以上です。

〇議長

ほかに?

(挙手なし)

〇議長

無いようですので、あっせん委員の方はよろしくお願いをいたします。

〇議長

続きまして日程第7、議案第34号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

〇事務局

日程第7、議案第34号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明 いたします。

まず、利用権の設定についてです。6ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間です。地目畑、面積10,925平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については、7ページを、詳細については、8ページから9ページを御覧ください。

続きまして、所有権の移転について説明をいたします。 10ページをお開きください。

1段目です。移転時期は令和4年8月1日、地目田、面積4,161平米、地目畑、面積1,493平米、地目その他面積365平米の合計面積6,019平米、所有権の移転をする者2人、受ける者2人です。

内訳につきましては、11ページを詳細につきましては、12ページから16ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から県の地域振興公社への利用権設定を説明いたします。 1 7ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間、地 目畑、面積15,596平米、利用権の設定をする者1名、受ける者1名です。

2段目です。期間が令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間、地目田、3,707平米、地目畑、47,116平米の、合計面積50,823平米、利用権の設定をする者15人、受ける者1人です。

内訳につきましては、18ページを詳細につきましては、19ページから35ページを御覧ください。

続きまして、県の地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。36ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間、地 目畑、面積15,596平米、利用権の設定をする者1名、受ける者2名です。

2段目です。期間が令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間、地目田、3,707平米、地目畑、47,116平米の合計面積50,823 平米、利用権の設定をする者1人、受ける者6人です。

内訳につきましては、37ページを詳細につきましては、38ページから48ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いいたします。 利用権設定の整理番号1番は私が担当ですので、報告をいたします。

〇4番委員

7月18日、10時30分、担当推進委員、貸し人は仕事ということで、奥さんが立ち会っていただきました。

借り人は、今仕事で非常に忙しいということで、余裕のあった何日か前に確認を しました。今回は電話で再度条件について確認をいたしました。

借り人は、フリージアと種子の採取を大々的にやっている農家で、機械、労働力 も揃っております。

期間について1年ということですけれど、皆さん御存じのように、このフリージアの採取っていうのは、1回作ったら7、8年は作れないということで、1年の期間ということです。

以上です。

〇議長

それでは次に所有権移転の整理番号1についてお願いいたします。 整理番号1番は、私の担当ですので説明をいたします。

〇4番委員

7月18日13時より、担当推進委員、譲渡人、譲受人は、鹿児島に出張しているということで、代理として従業員の方が来られて、現地を確認いたしました。現地は現在、牧草を植付けております。

譲受人は、酪農を経営する大型農家で、機械、労働力また技術力も、十分揃って おります。審議方よろしくお願いをいたします。

以上です。

続きまして、整理番号2について6番委員お願いします。

〇6番委員

6番です。整理番号2について、報告いたします。所有権の移転でございます。 7月18日午前8時より、譲渡人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認、調査を行いました。

申請地は、50年ぐらい前に親の代に口約束で交換または、一部贈与されていた土地だそうですが、名義変更がされていなくて、今回の申請に至ったようです。

現在、田んぼには米、畑は、きれいに整地されておりました。

譲受人は、数年前までは認定農業者でしたが、現在、基本構想水準到達者となっております。

譲受人とは電話で確認をとっております。

以上でございます。

〇議長

ありがとうございました。皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお 願いいたします。

(挙手なし)

〇議長

無いようですので、議案第34号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会	長	印
13 番	禾 昌	臼
10 11	安 只	H1
1 / 平	禾 吕	ĽП